



鹿労発基 0310 第 1 号
令和 4 年 3 月 10 日

鹿児島地方労働審議会
会長 采女 博文 殿

鹿児島労働局長
三輪 宗文

鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る
最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、鹿児島県電気機械器具、情報通
信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃（平成 16 年鹿児島労働局最低工賃公
示第 1 号）の改正について、貴会の調査審議をお願いします。